明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（法務三〇）　一
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁二八）　二
○令和三年度地方債同意等基準の一部を改正する件（総務一八七）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務一〇一）　三
○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学八六、八七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八九五～八九九）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九〇〇～九〇七）　三
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（同九〇八）　五
○鉱工業品又はその加工技術に係る品質管理体制の審査の基準、認証に係る審査の実施時期及び頻度並びに認証に係る審査の方法の一部を改正する件（経済産業一一六）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁二〇、二一）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一一一）　六
○道路に関する件（同一一二）　八
○道路に関する件（中国地方整備局六〇）　八
〔国会事項〕
内閣　法務省　農林水産省　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　農林水産省　八
〔皇室事項〕
諸事項　九
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和三年三月）（実績）（内閣府）　九
〔公　告〕
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、簡易確定関係　九
会社その他　一〇

省令

○法務省令第三十号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月二十七日

法務大臣　上川　陽子

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十八条の二　戸籍法第八十六条第二項の規定により同項の届書に添付しなければならないものとされている診断書又は検案書については、市町村長が定める方法により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。	［条を加える。］
②　前項の場合には、戸籍法第四十八条第二項の規定による閲覧又は証明書の請求に資するため、同項の書類に、診断書又は検案書により確認すべき事項に係る情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならない。	
③　前二項の規定は、戸籍法第九十条第二項の規定により同項の報告書に添付しなければならないものとされている診断書又は検案書にこれを準用する。	
第五十八条の三　［略］	**第五十八条の二**　［同上］
［条を削る。］	**第六十八条**　市町村長は、戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱うように努めなければならない。
第六十八条　［略］	**第六十八条の二**　［同上］